令和８年４月１日改定
いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針（富士市立富士川第一中学校）

１　基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。学校は、生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取組む協同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければならない。

いじめが発見された場合には、まず第一にいじめられた生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切である。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた生徒への支援はもちろんのこと、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組みを確認し、速やかに対応していくことが求められている。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要である。

さらに、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることが大切になる。

以上の考えにより、本方針を策定する。

２　いじめの定義について

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

3　いじめ防止等に対する基本的な考え方

いじめは、すべての児童生徒に関わる問題であり、どの児童生徒にも起こりうるものである。いじめは人権を侵害する許されない行為であり、学校の教育活動全体を通じて、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

教職員は、いじめを見逃さず、児童生徒の小さなサインや変化に気づき、組織的かつ迅速に対応する。また、家庭や地域社会、警察や医療機関等の関係機関との連携を密にし、一体となって児童生徒を守り育てる。

4　学校いじめ対策組織（相談・通報窓口）

本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るため、「学校いじめ対策組織」を設置する。

役割：情報の収集、記録、共有、取組方針の企画立案、定期的な打合せを行う。また、本組織は、いじめの相談・通報窓口としても機能する。

構成メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、担任、養護教諭、各学年生活担当など

緊急対応：いじめに係る情報があった時には、直ちに緊急会議を開いて対応を協議する。

5　いじめの未然防止に向けた取組

すべての教育活動を通じて、道徳教育や人権教育を充実させ、お互いを認め合う人間関係を育む。
教職員の指導力の向上を図るため、いじめ問題に関する校内研修を実施する。
情報モラル教育やSNS上の人権侵害に関する指導を計画的に行う。

6　いじめの早期発見に向けての取組

日常の観察（児童生徒の「サイン」や「変化」のキャッチ）を徹底する。
定期的ないじめアンケート調査を実施する。
教育相談や保護者面談を定期的に実施し、情報の把握に努める。

7　いじめの早期解決に向けての取組（対応フロー図）

いじめの疑い、通報、発見があった場合の対応手順は以下の通りとする。

即時報告と24時間以内の対応：発見者や訴えを受けた者は、抱え込まず、学年主任、生徒指導主任、校長・教頭等へ最優先で即報告する。

３日以内の対策組織開催：情報共有後、３日以内に学校いじめ対策組織を開催し、事実確認、協働体制の確立、対応方針の決定・共通理解を図る。

複数職員での対応と丁寧な聞き取り：必ず複数の職員で対応し、予断を挟まず丁寧に聞き取る（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）。

いじめが解消された状態の定義：
(1) いじめの行為が止んでいること（少なくとも３か月間）
(2) 被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

7　重大事態への対処

重大事態の定義：いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいは児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）
学校を欠席しているとき（不登校重大事態）は、重大事態として対処する。

欠席対応の基準：ある程度欠席が続いた場合は児童生徒からのＳＯＳである可能性を考慮し、担任だけで判断せず、管理職等と情報を共有するルールを徹底する。

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、調査組織を設置して迅速かつ適切に対処する。

8　教職員への理解促進の場や研修の実施

教職員向けに、いじめ防止対策推進法や基本方針、重大化を防ぐための留意事項等を学ぶ校内研修を年間計画に位置づけて定期的に実施する。

9　相談窓口の設置と公表・周知

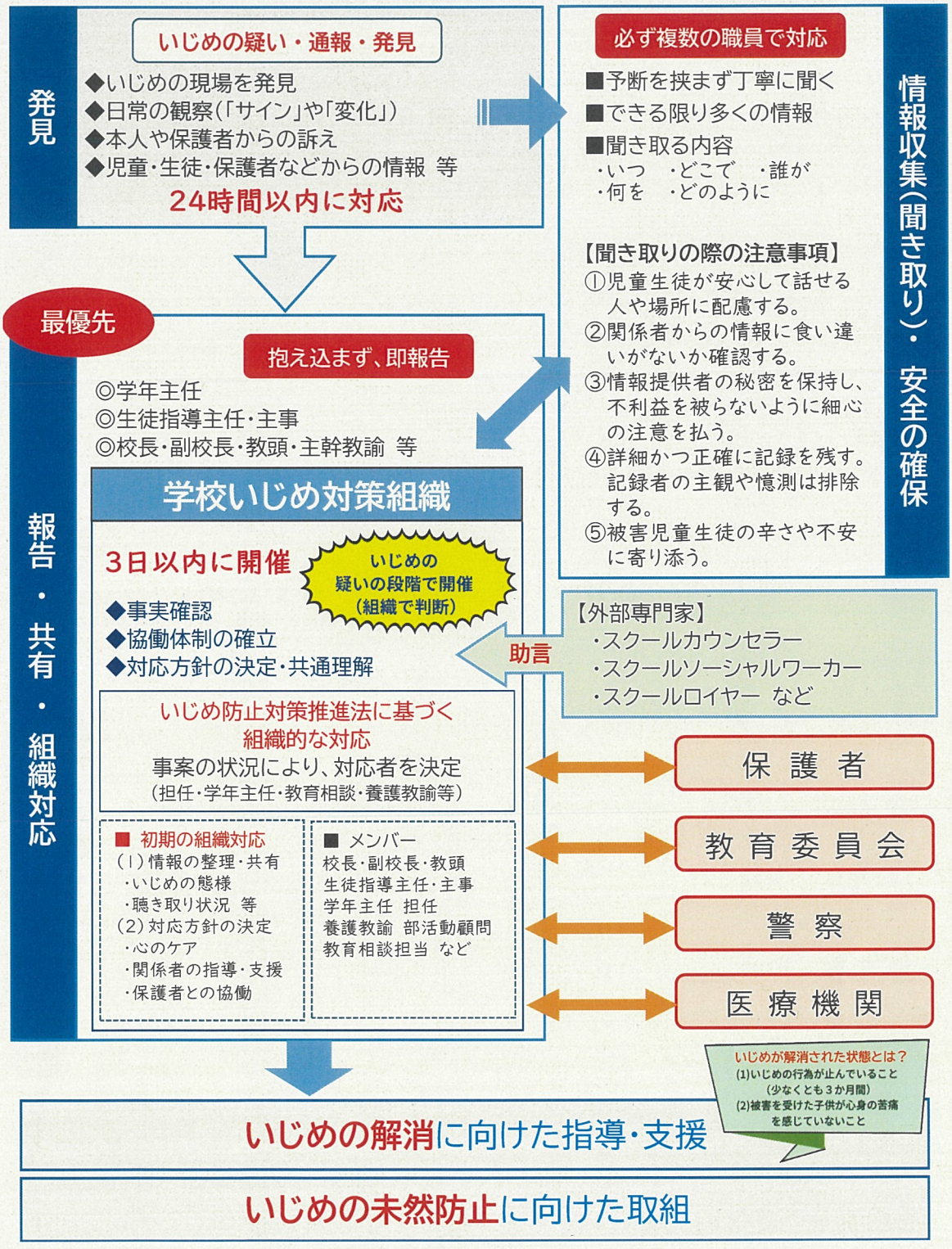
本方針は、ホームページ等で広く公表する。
その内容を、必ず入学時および各年度の開始時に、児童生徒、保護者、ならびに警察や相談機関などの関係機関に説明・周知する。

10　いじめ防止等のための年間計画

いじめ防止等のための年間計画

時期	活動内容	対象		
		児童生徒	教職員	保護者等
4月	いじめ対策委員会①・校内研修①・関係機関への説明（いじめ防止基本方針について、いじめ防止啓発強調月間（4～5月）の取組提案）		○	
	始業式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		
	入学式（学校いじめ防止基本方針について説明）	○		○
	道徳授業実践研修（いじめ問題に関するテーマ）	○	○	
	メンタルセルフチェック	○		
5月	いじめ対策委員会②（いじめアンケート実施における留意点等）		○	
	いじめアンケート実施①	○		
6月	教育相談①	○		○
	学校運営協議会①（学校いじめ防止基本方針について説明）			○
	メンタルセルフチェック	○		
7月	保護者面談①			○
	メンタルセルフチェック	○		
9月	いじめアンケート実施②	○		
10月	学級活動実践研修（情報モラル教育、SNS上の人権侵害について）	○	○	○
	学校運営協議会②（学級活動授業参観、スマホの活用ルールへの理解と協力依頼）			○
	メンタルセルフチェック	○		
11月	教育相談②	○		○
	メンタルセルフチェック	○		
12月	保護者面談②			○
	メンタルセルフチェック	○		
1月	いじめアンケート実施③	○		
	教育相談③	○		○
2月	学校運営協議会③（学校評価アンケートを基にした取組の確認）			○
	校内研修②（学校評価アンケートを基にした取組の確認、年間の総括）		○	
	メンタルセルフチェック	○		
3月	いじめ対策委員会③（学校いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案）		○	
	メンタルセルフチェック	○		

いじめ対応フロー図（例）


発見
いじめの疑い・通報・発見
◆いじめの現場を発見
◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
◆本人や保護者からの訴え
◆児童・生徒・保護者などからの情報 等
24時間以内に対応
必ず複数の職員で対応
■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報
■聞き取る内容
・いつ ・どこで ・誰が
・何を ・どのように
【聞き取りの際の注意事項】
①児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害児童生徒の辛さや不安に寄り添う。
情報収集（聞き取り）・安全の確保
最優先
抱え込まず、即報告
◎学年主任
◎生徒指導主任・主事
◎校長・副校長・教頭・主幹教諭 等
報告・共有・組織対応
学校いじめ対策組織
3日以内に開催
いじめの疑いの段階で開催（組織で判断）
◆事実確認
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解
助言
【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー など
いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
（担任・学年主任・教育相談・養護教諭等）
■ 初期の組織対応
（1）情報の整理・共有
・いじめの態様
・聴き取り状況 等
（2）対応方針の決定
・心のケア
・関係者の指導・支援
・保護者との協働
■ メンバー
校長・副校長・教頭
生徒指導主任・主事
学年主任 担任
養護教諭 部活動顧問
教育相談担当 など
保護者
教育委員会
警察
医療機関
いじめが解消された状態とは？
(1)いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
(2)被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
いじめの解消に向けた指導・支援
いじめの未然防止に向けた取組

別紙１　いじめの問題への取組に関するチェックポイント〔管理職用〕

〔日々の体制〕

□ 学校いじめ防止基本方針を共通理解する職員会議等を設けている。

□ 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい、風通しの良い環境づくりに努めている

□ いじめが発見された際、情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている

□ いじめアンケートの結果はすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている

□ いじめアンケートの項目や実施方法について、学校いじめ対策組織で検討している

〔計画的実施〕

□ 学校いじめ対策組織の会議を定期的に実施している

□ いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している

□ いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

□ 学校いじめ防止基本方針を学校ＨＰに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている

□ いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している

□ 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて改定している

別紙2　いじめの問題への取組に関するチェックポイント〔教職員用〕

〔自身の行動〕

□ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している

□ 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている児童生徒の心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている

□ いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している

□ 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

□ 学校いじめ対策組織のメンバーを知っている

□ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている

□ 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんなに小さなことでも学年職員や管理職等に報告している

□ 少しでもいじめが疑われたら、決められた担当者に報告している

□ いじめアンケートの回答は、その日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

□ 教育相談で、少しでもいじめが疑われる内容が聞かれた場合は、その日のうちに他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

□ 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、普段から指導している

□ 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している

□ 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている

□ 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている

□ 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている

別紙３　　教職員のいじめ対応チェックリスト

〔自身の行動〕

□ 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている

□ 子どもの顔を見ながら出席確認をしている

□ 連絡帳・生活ノート・班ノート等を確認している

□ 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている

□ できるだけ休み時間等も子どもたちと一緒にいるよう心がけている

□ 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認するなど、子どもたちの活動の見届けを行っている

□ 休み時間等に子どもたちへの声かけをしている

〔情報共有〕

□ 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている

□ 気になる子どもの情報を職員室で共有している

□ 養護教諭と情報共有をしている

□ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有をしている

□ いじめに関する研修の内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

□ 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている

□ 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている

□ 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている

□ 子ども同士のあだ名や呼び方に気を配っている

□ 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している

□ 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている

□ 教室の子どもの机の中、ロッカー、靴箱を確認している

□ 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている

□ 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

別紙４　　いじめ発見のチェックポイント

いじめが起こりやすい・起こっている集団

□ 朝いつも誰かの机が曲がっている　□ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
□ グループ分けをすると特定の子どもが残る
□ 班にすると机と机の間に隙間がある　□ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
□ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
□ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
□ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている

いじめられている子

◆ 日常の行動・表情の様子
□ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする　□ おどおど、にやにや、へらへらしている
□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
□ 下を向いて視線を合わせようとしない　□ 表情が暗く、元気がない
□ 早退や一人で下校することが 増える　□ 遅刻・欠席が多くなる
□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる　□ ときどき涙ぐんでいる
□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
◆ 授業中・休み時間
□ 発言すると友だちから冷やかされる　□ 一人でいることが多い
□ 班編成の時に孤立しがちである　□ 教室へいつも遅れて入ってくる
□ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える　□ 教職員の近くにいたがる
□ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
◆ 昼食時
□ 他の子どもの机から机を少し離している　□ 好きな物を他の子どもにあげる
□ 食事の量が減ったり、食べなかったりする　□ 食べ物にいたずらされる
◆ 清掃時
□ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている　□ 一人で離れて掃除をしている
◆ その他
□ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
□ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
□ 持ち物が壊されたり、隠されたりする　□ 理由もなく成績が突然下がる
□ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す　□ 服に靴の跡がついている
□ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている　□ 手や足にすり傷やあざがある
□ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
□ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

□ 多くのストレスを抱えている　□ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
□ あからさまに、教職員の機嫌をとる　□ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
□ 教職員によって態度を変える　□ 教職員の指導を素直に受け取れない
□ グループで行動し、他の子どもに指示を出す　□ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
□ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う